



## 10月はがん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間です



### ■がん検診はなぜ必要？

#### ①早期発見への第一歩

早期のがんは、ほとんど自覚症状がありません。自分で気づくことが難しいため、発見が遅れてしまうことがあります。症状がない時期から定期的ながん検診を受けることで、がんの早期発見・治療につなげることができます。

#### ②早期治療による負担の軽減

がんを早期発見することで治療の選択肢も増え、治る可能性が高くなるとともに、治療に伴う身体的・経済的負担を軽減できます。

#### ③自分と家族を守る

定期的ながん検診を受けることは、自分だけではなく家族との健康的な生活を守ることに繋がります。

### ■がん検診を受けるためには

市では、毎年2月にがん検診申込書を全世帯に送付しています。市の補助により、少ない自

己負担額または無料で受けられますので、ぜひお申し込みください。申し込みは、電話またはオンラインから随時できます。



#### 【10月に実施するがん検診】

日程など詳しくは、18・19歳の保健のお知らせをご覧ください。

▶胃がん▶乳がん(※)▶子宮頸がん▶肺がん▶大腸がん▶前立腺がん

※乳がん検診は、本年度は10月実施分が最終です(完全予約制)

#### 自覚症状がある場合はすぐ受診を

がん検診は、全てのがんを100%見つけられるわけではありません。気になる症状がある場合は、すぐに病院を受診しましょう。

【問い合わせ・申し込み】健康づくり課  
(☎41-3614)



## 花にあふれたはなまきを目指す 花いっぱい運動に参加しませんか

市では、花にあふれたまちづくりを進めています。皆さんも道路沿いや公共の場所にある花壇を花でいっぱいにしませんか。花壇等実践者に登録すると、花苗の配布や花壇の設置費の支援を受けられますので、ぜひ登録をお願いします。



### ■花壇等実践者に登録するには

【対象】▶公道などに面している花壇やプランター、街路樹ますなど▶市が整備したコミュニティ花壇▶公民館や学校、保育施設、福祉施設などで多くの人利用する施設の花壇やプランターで、花づくりによる美化に取り組む団体または個人



【登録方法】オンラインまたは電話

### ■花苗を配布しています

花壇等実践者に夏苗と秋苗を配布しています。配布を受けるには申し込みが必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



### ■花壇の新設・補修を支援しています

【対象】次のいずれかに該当する花壇等実践者に登録した団体

▶市内の地域団体▶市内を拠点にして活動する市民団体▶市内に住所を有する事業所

【補助額】経費の2分の1(上限20万円)

【補助対象】▶花壇の新設▶花壇の補修(用土の補充も含む)▶垣(トレリス、ラティス、アーチなど)の設置

【問い合わせ・申し込み】新館都市政策課  
(☎41-3569)



## 命を守る「マイナ救急」 実証事業を行います

【問い合わせ】  
消防本部警防課(☎22-6124)

マイナ保険証を活用した救急活動(マイナ救急)の実証事業が全国一斉に行われますので、ご協力をお願いします。

■期間 10月1日(水)~令和8年3月31日(火)

■実証方法 救急隊員が傷病者本人または家族などの同意を得た上で、専用端末でマイナンバーカードを読み込みます。その際に閲覧できた医療情報(かかりつけ医療機関、持病、処方薬など)を参考に、搬送する医療機関を選定します。

### ■期待される主な効果

- 傷病者の病歴や飲んでいる薬を救急隊員がより正確に把握でき、適切な処置につながる
- 救急隊員がより円滑に搬送先の病院を選定できる
- 搬送先の病院で事前に治療の準備ができる

### よくある質問 Q&A

Q:救急隊員に救急活動に関係ない情報まで見られない?

A:マイナ救急に使用する専用端末で救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所、受診歴や薬剤情報などの医療情報のみです。税や年金、口座情報など、救急活動に関係ない情報は閲覧できません。

Q:救急車で運ばれるような緊急時でも、マイナンバーカードの暗証番号を入力しないといけない?

A:暗証番号の入力は不要です。救急隊が傷病者の顔とマイナンバーカード上の写真を確認し、本人確認を行います。

※詳しくは、総務省ホームページをご覧ください



## 定額減税補足給付金(不足額給付) 手続きはお済みですか？

【問い合わせ・申請】  
新館地域福祉課(☎41-3572)

定額減税補足給付金(不足額給付)の対象となる人のうち、以下に該当する場合は申請が必要です。期限までに申請をお願いします。

制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



■申請期限 10月31日(金)[当日消印有効]

### ■給付の対象および申請が必要な場合

	給付の対象	対象のうち申請が必要な場合
①	令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で不足額が生じた人 例…退職などで令和5年所得に比べて令和6年所得が減少した人、令和6年中に子どもの出生等により扶養親族が増加した人など	以下のいずれかの要件を満たす人 ◦8月以降に令和6年分所得税または個人住民税の修正申告などを行った場合 ◦8月以降の確定申告で控除不足額が発生した場合 ◦確定申告をしていない人で、令和6年度分の源泉徴収票に控除外額が記載されている場合 ◦令和6年1月2日以降に本市へ転入した人で、市から本給付金にかかる通知がない場合
②	次の要件を全て満たす人 ◦令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の人 ◦税制度上「扶養親族」の対象外の人(事業専従者〔青色・白色〕または合計所得金額が48万円超の人) ◦令和5、6年度に実施した低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人	以下のいずれかの要件を満たす人 ◦8月以降に修正申告などを行った結果、所得税および個人住民税が定額減税前税額が0円となった場合 ◦令和6年1月2日以降に本市へ転入した人で、市から本給付金にかかる通知がない場合